

# 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る医療費公費支援の終了について

新型コロナウイルス感染症については、令和6年3月末をもって、公費支援が終了となり、4月以降、通常の医療提供体制に移行することとなりました。  
新型コロナウイルス治療薬及び入院の費用については、他の疾病と同様に医療保険の自己負担に応じてご負担いただくこととなります。

